

参考様式（第10条関係）

### 審議会等の会議録

会議の名称	座間市基地返還促進委員会		
開催日時	平成22年3月18日（木） 13時30分から16時30分まで		
開催場所	座間市役所3階 3-2会議室		
出席者	飯島康博委員、木村功委員、大木フミ子委員、大矢修市委員、大矢慎市委員、佐藤節子委員、座間幸一委員、曾根齊委員、濱野真一委員、川原千代子委員、渡辺六郎委員		
事務局	秘書室 渉外課		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	人
非公開・一部公開とした理由	協働まちづくり条例第12条第1項第2号		
議題	キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還候補地について		
資料の名称	座間市基地返還促進委員会規則、座間市基地返還促進委員会委員名簿、関係法令（条例）、キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還候補地に係る経過について、用語説明、キャンプ座間に関する協議会第5回幹事会（まとめ）、促進協ニュース第1～4号、		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>事務局：定刻よりか少し早めでございますが、皆さんお揃いになりましたので始めさせていただきたいと思えます。</p> <p>本日は、お忙しいところお集まりいただき有難うございます。また、座間市基地返還促進委員会の委員をお願いしたところご快諾いただきまして、あわせてお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、遠藤市長から皆様に委嘱状をお渡しします。お手元の名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場で席をお立ちいただき、委嘱状をお受取ください。</p> <p>なお、加藤様と渡辺了様につきましては、本日所用のため欠席との連絡を受けておりますので、委嘱状は後日事務局からお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【委嘱】</b></p> <p>事務局：委員の任期は、本日より2年間でございますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、市長よりご挨拶を申し上げます。お願いいたします</p> <p>市長：皆さんこんにちは。只今改めて委嘱状の交付をさせていただいたわけでございますけれども、皆さまには公私にわたり大変お忙しい中、そしてこの年度末の本当にご多忙の中を座間市基地返還促進委員会の委員ということで、お引き受けを賜りましたことにつきまして、改めて深く感謝を申し上げたいと存じます。誠にありがとうございます。さて、この委員会につきましては、昭和55年の3月以来、約30年ぶりに立ち上げをさせていただいたわけでございます。これは申すまでもないわけでございますけれども、今般、昨年10月の28日になりますが、国から提示がございました、キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の利用計画、これについての検討を早急に行わなければならないという事情がある訳ではございます。後ほど事務局からこの返還候補地の関係につきまして経過説明をさせていただきますので、詳しくはこの場では申し上げませんが、今回の返還はキャンプ座間の座間市域分の面積の内、約8.7パーセントに当たる1.1+4.3ヘクタールの計5.4ヘクタールが、返還候補地として国から示されておるわけでございます</p>
-------------------------------------	---

して、これは私共の一貫して求め続けてきました、基地の整理・縮小・返還・負担の軽減といった見地に立って考えますと、大変大きな前進ではないかというふうに思っておるところでございます。そして、この返還候補地の提示の際に、国、防衛の側からは、この一部約2.3ヘクタールに、陸上自衛隊の家族宿舎を建設をしたいというご提案をいただきました。この点につきましては、過去の自民党・公明党の政権から、昨年秋に、民主党を中心とした政権に国の政権交代が行われた中で、改めて現政権の政務三役のお一人、榛葉防衛副大臣のもとに昨年11月25日に私が直接面会を申し入れ、お邪魔をした折に、副大臣の方からも「これは政権交代ということを含めても、日米の二国間の協定の中での一貫した取組ということで、是非このご理解、ご協力をいただきたい。」というお話しをいただいております。私はこの点について重く受けとめをさせていただいた経緯があるわけでございます。さらに、これも後ほど事務局から説明を申し上げますが、陸上自衛隊の家族宿舎というものの建設があった場合の市のメリット・デメリットという点について、冷静にこれについて国の考え等を聞きながら検討を加えておるわけでございますが、これはこれなりのメリットというものもあるわけございまして、私はそういう点については理解をさせていただいております。今後は、この家族宿舎の関係につきましても、防衛の側からのご提案を受けとめをさせていただきながら、この提案の250戸から300戸、約2.3ヘクタールというものについても、その全体の中でのロケーションの関係、レイアウトの関係、さらにはその面積自体の2.3ヘクタールというものを小さくしていただくことはできないのかといったようなことについても、市が返還地を有効に市民のために活用ができるように求めさせていただくわけございまして、そういった点も踏まえて国との協議については並行して進めてまいりたいというふうに思っております。そして、当審議会においても、この返還候補地の活用のあり方について様々なお立場から、様々なご意見を頂戴しておりますわけでございますが、例えば、富士山公園も、陸上自衛隊の当時の施設部隊のキャンプ座間への移駐の際に、返還をいただいた経緯がありますけれども、当時はやはりそれなりの豊かな時代であったわけございまして、無償貸与ということで公園

の費用を私共で買取をすることなく使えたというような経緯もあるわけでございますけれども、現在はそういう状況にはございません。公園広場などで利用する場合においても、この減免措置というものはあるわけでございますが、タダというわけにはいかない。基本的にはこれは財務省が返還後はこれは所管をすることになるわけでございます。必要なものについては有償での買い取りですとか、さらには国が現在定めておりますルールの中です。必要な措置というものを考えていかなければならないという状況にあるわけでございます。また、返還地ということでは、みなさんもうすでにご理解いただいている、市の体育館の部分があるわけでございます。これは平成3年に市民体育館用地として返還をいただいたわけでございますが、これなどは、当時の時価1平方メートルあたり19万1,000円で買取をしたという経過があるわけございまして、これだけ広大な敷地を私共が一定の国の定めに従って買い取るというのは現実的には極めて困難であるという状況にあるわけございまして。そうした中でキャンプ座間の市域分8.7%という部分をいかに財政的な負担をせず極めて軽い中で、市民にとっての有効活用というものをしていくのかということについて、様々な知恵を出し合う必要があるわけございまして、私共行政当局としての考え方、それから今日こちらに委員としてご就任をいただいた皆さんのそれぞれのお立場での考え方というものを取りまとめた中で一定の方向性というものを見出してまいりたいというふうに思うわけございまして。これについての様々なご検討をいただくべく、今後この件に関して皆さんに諮問をさせていただき、そして答申をいただくわけございまして、私共事務局の方からも十分な情報提供をさせていただきながら、対応させていただきたいと思っておりますので、どうか慎重かつ活発なご審議の方をよろしくをお願いをいたしたいというふうに思います。今回の返還の一連の動きについては、家族宿舎、陸上自衛隊の中央即応集団の、日米ロードマップに従った移駐というのが平成24年度ということで予定をされております。それに向けての防衛の考え方では家族宿舎を建設をしたいということでございまして、逆にこの課題がある以上は、国としても返還に向けての一連の手続きというものを可及的速やかにやっていきたいという方向があるわけございまして。それはそれとして、私どもは前向きに

捉えた中で、一刻も早く返還を実現をさせて、市民にとって有益な  
かたちで活用ができるような方向を示してまいりたいと思います。  
どうかそういう面では大変重大な任を負っていただくわけござい  
ますけれども、どうかよろしくお願いを申し上げます。以上開会に  
当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局：ありがとうございました。

本日の委員の出席状況ですけれども、出席は13名でございます。  
過半数に達しておりますので、座間市基地返還促進委員会規則第  
5条第2項の規定によりまして、本日の委員会は成立いたします。  
それでは、ただいまから座間市基地返還促進委員会を開催させて  
いただきます。

まず、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。

#### 【自己紹介】

事務局：ありがとうございました。次に事務局員の自己紹介をさせてい  
たきます。

#### 【事務局自己紹介】

事務局：続きまして、会長、副会長の選出をしていただきたいと思います。  
秘書室長の進行によりまして、選出をお願いしたいと思います。  
よろしくお願いをいたします。

事務局：それでは、進行させていただきます。この委員会の規則第4条に  
よりますと会長、副会長については皆様の互選で決めるというかたち  
になっております。したがって、大変恐縮でございますけれども、  
どなたか、この方がよろしいんじゃないでしょうかとか、あるいはま  
たご自分で立候補をされる方がございましたら、どうぞ挙手をいた  
だき、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか？

委員A：誠に僭越ですが、学識の関係で、私は長年色々議会の関係でも大  
きな功績を残してらっしゃいますし、人間的にも非常に尊敬する一人

だと思ふ木村功さんを、心から推薦したいと思ひます。

事務局：ありがとうございます。他に。

委員B：私も、会長はそういう学識経験者がいいと思つてますんでね、メンバーを拝見しますと、木村さん、久しぶりにお会いしたんですけれど、非常によろしいんじゃないかなと思つておりますけれども。

事務局：はい。他に。

委員C：私も同じくですね、木村さんがいいと思ひます。長く議員活動をやられて尚且つ国際交流協会等の設立に貢献されていることを鑑みればですね、適任じゃないかなと思ひます。

事務局：はい。

委員D：私も。

事務局：もう決まったような。まあ皆さんそういったご意見ですが、木村委員さん、いかがでしょうか？ご本人としてご承諾いただけましたら、皆さんで拍手をお願いしたいと思ひます。

【異議なしの拍手】

【全会一致】

事務局：じゃあ木村委員さんを会長にということでよろしくお願ひいたします。それから続きまして副会長も互選ということになってございます。どなたか同じようにまた推薦をいただければというふうに思ひますけれども、いかがでございましょう？

委員B：度々ですいません。副会長となると、今度は学識経験者ではなくですね、一般の方がいいかなとも思つているのですが、それぞれ皆さんなつてもよろしいかと思ひますけれども、今日、渡辺さんは、いらつしゃつてないみたいですが、渡辺さんは自治会連絡協議会の

方でやっておりますのでね、ある意味では、座間市の市民を代表しているんじゃないかなというふうに思っていますので、そういう面から、私の方から推薦したいなというふうに思います。

事務局：はい。ありがとうございます。他にご意見は。

委員C：私も同じなんですが、渡辺さんに関しては自治会連絡協議会であれば広く意見を吸い上げられるお立場でもあるかなと思いますので、そういう意味では副会長に適任かなと私も考えます。

事務局：ありがとうございます。他にどなたかというご意見は？ご自分という方も。今お二人の方からご発言いただきましたけれども、今日は欠席をされておりますが、自治会連絡協議会でご推薦をいただいたということで、渡辺了さんに、副会長をというお声がありました。もしご賛成いただければ皆さんで拍手をお願いしたいと思います。

(異議なしの拍手)

【全会一致】

事務局：それでは、今日は欠席されておりますので、私の方から、そういったことでお伝えをさせていただいて、ご了解をいただくということにさせていただきます。ありがとうございました。それでは、木村会長、こちらの席へお移り下さい。

会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

会長：皆さんこんにちは。改めまして、ご挨拶させていただきます。本当に、皆さんから、体がこんなに大きくてあれなんですけれども、小っちゃくなります。そんな、こんな、色んな推薦のお言葉をいただきまして、会長ということで今後の運営を任せられました。大変重要な役割だというふうに認識をしておるところなんですけれども、皆様のご協力をいただきながら、この会が市の諮問に答えるように、有効な施策が実現できるよう、がんばっていきたいと思っておりますので、何卒よろしくをお願いしたいと思います。

(拍手)

事務局：ありがとうございました。ここで、市長から会長へ諮問をお願いいたします。

市長：では改めて諮問をさせていただきます。座間市基地返還促進委員会会長殿。キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の有効活用を図るため、その利用計画について、座間市基地返還促進委員会規則第2条により諮問いたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局：恐縮ですが、この後公務がございますので、市長は退室させていただきます。

市長：それでは色々とお苦勞をおかけいたすわけでございますが、どうぞ宜しくお願いいたします。では失礼いたします。

事務局：それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。この委員会の規則第5条の規定によりまして、木村会長が議長ということでございますので、この先、進行は議長にお願いをいたします。では、よろしくお願いいたします。

議長：それでは、規則に基づきまして議長を務めさせていただきたいと思っております。議事を円滑に進めて参りたいと思っておりますので、どうか皆様がたのご協力を改めてお願いをいたしたいと思っております。早速議題に入るわけですが、第7の「会議のあり方について」お諮りしたいと思っております。このことにつきまして、事務局の方から説明をよろしくお願ひします。

事務局：会議のあり方と申しますのは、この会議の公開・非公開をどうするかということでございまして、今協働まちづくり条例というのがございまして、原則、委員会は公開をすることになっております。

ただし、その会議の中に、いわゆる非公開情報といいましょうか、例えばですね、会議の内容が未成熟な段階で外に漏れてしまったと

きに、不当に憶測を生むだとか、余計な心配をかけると言いますか、その情報がまだ未成熟な段階で出てしまうという支障があるといったような非公開情報が含まれる場合は非公開にするという規定があります。これはまちづくり条例とまちづくり条例の施行規則、それが、今お手元の資料の3でございます。一番上に協働まちづくり条例の抜粋がございます。この12条の第1項、2番目ですけれども、これで会議は公開するものとする、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部・一部を公開しないということで、会議の内容に非公開情報が含まれる場合というふうになっております。で、この「非公開情報」は、その上の8条5項に書いてございますけれども、「座間市情報公開条例の7条に掲げる情報に該当する」と、でその7条に掲げる情報というものがその下の座間市情報公開条例の抜粋で、7条の3号ですすね、市の機関内部もしくは機関相互、もしくは市の機関と国もしくは他の地方公共団体の機関もしくは独立行政法人等もしくは、これちょっと長いんですが、まあいずれにしてもこういった中の審議・検討または協議に関する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」ということで、規定をされております。

会議はこれに該当する情報があるという場合に非公開にするということになってますので、会議を公開にするかどうかということはこの会議に諮って決めなさいという決まりがあります。ですから、この場で、この会議について公開にするか非公開にするか、皆さんでここで諮って決めていただいて、今後の会議を開いていくというかたちにさせていただきたいと思います。ただし、仮に公開する場合、傍聴の方が入るとか、会議録の公開というのが出てきます。非公開の場合は傍聴の方も入れませんし、会議録もこの委員会でやっている間は公開しません。ただ会議録の場合は答申をいただいた後に公開するというふうにしたいと思います。そういった公開・非公開のご判断をこの会議で決めていただくということが趣旨でございます。

議長：ただ今、市の方から説明がございました。この件に関してご質問、

そしてご意見などがあればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

委員C：今ご説明がありましたが、今回のこの委員会、基地の返還促進ということでなかなかデリケートな内容でございます。そして今座間市情報公開条例の第3号の中で率直な意見の交換を重んじるのであれば、まずここは非公開にして、このコアなメンバーでですね、市民からのご意見をいただいて調整したほうがよろしいかなと私は考えてございます。

議 長：はい。非公開という意見で。

委員B：今Cさんがおっしゃったようにですね、この基地というのは結構微妙な問題だと思うんですよね。何でも公開というのがいいっていうわけでもないと思いますし、ある意味ではですね、非公開の方が私はいいというふうに考えてますけれども。

議 長：はい。非公開ということで。E委員

委員E：私も同意見です。やっぱり微妙な判断を含んでますし、意思形成過程の審議の途中でいろんな圧力もないのかもしれませんが、いろんな混乱が生じる恐れがあると思いますので、非公開でやっていただいたほうがいいかなというふうに考えております。

委員D：私も同意見でございます。

委員F：ちょっと違う意見なんですけれども。やっぱりこういう審議・検討というのは、基本スタンスとしては公開性が求められると思うんですよ。であるけれども、さきほど言われたように、非常にデリケートな問題ということで、どっかでそれが線を引ければ一番いいのかなと。ががが意見交換をやってるときはできるだけ、まだ固まりもしないものを表に出すということは慎むべきであるとは思いますが、相当方向性が傾いてそこで公開するのは僕は何の問題もないと。そのようになちょっと意見が違うんですけれども。

議 長：はい。時期を見てということですね？

委員F：はい。様子を見て、いつかは難しいですけれども。

議 長：その他にご意見はございますか？はい、G委員。

委員G：はい。時期を見てというその判断もまた難しいと思うので、まあ私は前の方の意見に賛成なんですけれども。

議 長：はい。事務局の方から今のお尋ねに対して、何かありますか？

事務局：たしかに、私最初に申し上げましたように、会議というのは公開が原則で、F委員おっしゃるように、そういう余地がないという時期であればということ、それはよくわかります。その時期というのはやはり委員会として答申がまとまる時期かなというふうな気がします。それで答申がまとまった段階で、今までの会議録は、その時点から公開をさせていただく、そういう考えもあると思いますので、全部何にも公開しない、今後も公開しないということではなくてですね、あくまでもその検討の過程にある段階においては、非公開とするかどうかということだと思います。

委員F：言い方が違ったけども、同じ意見です。そういう柔軟性を持って対処しておくというのがいいのかなと、こう思った次第であります。

議 長：ありがとうございます。他にご意見ございますか？よろしいですか？はい。貴重なご意見いただきました。ご意見が他にないようでしたら、以上を持ちまして意見並びに質問についての終結をさせていただきたいと思います。本件につきましては、提案がありましたとおり、状況をまとめますと、それぞれの方のお考えとしては、微妙な問題なので互いに意見交換をする意味で非公開とすること、また、基本的な考え方として、不当に市民の間に混乱をさせない、こんなことも色々あるわけですし、ここです、採決をとってまいりたいと思います。座間市基地返還促進委員会の会議ですけれ

ども、非公開とすることよろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

**【挙手全員】**

議長：ありがとうございます。挙手全員でございます。そういうことでこの会議については非公開として進めてまいりたいと思います。続きまして、次に、第8の議題に入ります。まず、議題（1）キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還候補地について、の経過説明を事務局からお願いします。

事務局：それではお手元にお配りした資料をご覧くださいと思います。

**【資料説明】**

議長：ただいまキャンプ座間チャペル・ヒルの住宅地区の返還候補地についての経過説明があったわけですが、ただ今の説明に関して、皆さまの方から質問、ご意見をいただきたいと思います。はい、A委員。

委員A：返還に対して有償とか無償貸与とかあるんですけども、それによって付く条件というのが決まってくるんですか？

議長：はい、事務局。

事務局：今ですね、国有財産法と国有財産特別措置法とか法律的には決まっているんですが、払い下げの場合はですね、無償で貸与するものと、それから有償で、たとえば3分の2は無償、3分の1は有償というような、その施設によって決まりがございます。たとえば公園にしますと、公園の3分の2は無償貸与となります。で、3分の1が有償で市が買い上げるというかたちになります。ですからその整備する施設によって、全然まるっきり時価のものと、ある程度減免があるものと、そういう区別はございます。ですから、何をここに

整備するか、あるいは施設を建てるのか建てないのか、広場にするのかということによっては、財政的には大きな違いが出てくる可能性はあります。

委員A：ありがとうございます。

議長：ではその他ございますか？よろしいですか？他にご質問ないので、終結をいたしたいと思います。では、続きまして、今後の審議方針について、事務局より説明を願います。

事務局：審議方針ということでございますけれども、委員会として、どういうふうな方向で審議をしていくかということでございます。これは、返還の敷地の中に自衛隊の宿舎を前提として考えていくか、あるいはそれを前提にして考えないで、全体を考えていくかと、そういうことをまずこの委員会の中で初めに決めておかないと効率的な審議が出来なくなりますので、その点をお決めいただきたいという意味でございます。さきほど市長もおっしゃいましたように、宿舎の関係につきましては、国として整備をするということが示されましたので、それは重く受けとめをし一定の理解もいたしております。そういった状況の中であくまで返還候補地全体5.4ヘクタールをまっさらなものとして検討していくか、あるいはその宿舎を前提に検討していくか、それをまずは皆様にお決めいただきたいという意味でございます。

議長：はい。F委員。

委員F：そういうふうになるだろうと思ひまして、私見をちょっと会議の進め方というのをまとめてきたんですよ。もしよろしければこれを配布させて、これを叩いていただいて、方向付けが決まればいいかなと思うんですが、よろしいですか？

議長：それではここで、休憩をとります。

(休憩)

議長：再開します。今F委員の方から委員会の進め方について、資料をいただいたのですが、この説明があればお願いします。

委員F：まずどこから入るかということをお考えなんですけど、要するに事務局からも今あったように、色んな前提条件が出てくるとお思いますけども、それを決めるのか決めないのかというところが一番上の二重丸です。つまり、今回は5.4という範囲の中で、陸自の官舎が建とうが建つまいが、この5.4の中の有効活用ということで行くのかということで、まずそこを皆さんで審議していければなあと思っております。次に場所が決まったんですけれども、果たして有効活用とはなんぞやと。そこを明確に皆さんの目標を決めとかなないと、たぶんベクトルがそっちに向かないだろう。だから有効活用としてたとえばの例です。座間市としては最小の負担で最大の効果というんですか、利益を得るにはどうするかということをはっきりと理由を明確にしておく必要があるのかなと。次に3番目の二重丸は、じゃあ各論が皆さんからいっぱい出ますけども、それじゃものさしがないでしょうと。で、各論が出たところで、どういうものさしがいいかというひとつの例です。その各論の目的は、有効活用に合致してるのかしてないのか。二番目に、じゃあそれを実際に、実行に移す段階において、費用対効果とか、物理的とか、機関的とか、地理的とか、色んな問題があるでしょう。そこをつぶしていきたいなど。次に、じゃあ大体方向が決まりましたよねと。しかしそれをそういうふうにとってったときに、交通事情に悪影響はないのか。騒音はどうなんだとか。そういった重要性ですね。それを一つの尺度の中で、検討されれば、大体いいかたちが生まれるのかなという、あくまでも私個人の意見であります。

議長：はい。ありがとうございます。まとめさせていただくと、一番ポイントになるのは、5.4の面積なんですけれども、前提条件を、宿舎を考えるのか、考えないで、全体を進めるのか、それが一番最初に決めることですね？

委員F：そうですね。

議長：それ以後については、有効活用について、色々と決めていきたいと。そんなふうを受け止めさせていただいたんですが、これでもよろしいですか？

委員F：はい。

議長：はい。どうもありがとうございました。その他ご意見ございましたか？

委員B：聞いておきたいんですけども、ちょっといいですか？まあ大きければいいということではないと思いますね。それは一つの前進だと思うんですよ。返還というのがですね、これはすごく評価されるなと思ってますし、ただでもらえるならこんな嬉しいことはないんだけど、ある意味では財政的な負担も考えて、こういう経済状況ですからね、なかなかそれも座間にとっては難しいかなっていうことももちろんあるんでしょうけども。で、はっきり言いますとね、国から官舎、宿舎を使いたいという要望がありますよね。これを覆すのはなかなか大変じゃないかなっていうふうに思うんですよ。ある意味ではですね、全体的にじゃあ何をするのかなっていうよりもですね、1. 1ヘクタールは、市で使うという前提で話を進めてったほうがある意味では現実的じゃないかなと思うんですよね。というのは、5. 4でやって実はもう絶対だめよって時にはまたこの審議をしなければならぬというふうになるんじゃないかなって思いますね。それから、別に自衛隊の肩をもつわけじゃありませんけどね、あそこの自衛隊はかなり有名で、災害活動では大変大きな力を持っている隊なんですよね。私もこういう施設は、いくつか見てますけれども、座間というと、ある意味では災害対策にとっては非常にこう、場所的にも、すごくいい環境にあると思ってるんですけども、そういう宿舎ができることについては、市長の話を聞いてるとですね、それもありかなというかたちで進めていくんじゃないかな。それがあある意味では、現実的ではないかなというふうに思うんですけれどもね。まあこれは私の意見ですけども、後になってまた審議やり直しというの、というふうに思ってますけどね。ですか

ら、宿舎ありきで話したほうがいいんじゃないかと思ってます。

議長：はい。その辺で事務局から何か。

事務局：今この、F委員から出していただいた進め方、まさしく1番のところが、その方法をお決めいただくというところだと思うんですよ。ですから、まず段階的にですね、せっかくこれを出していただきましたんで、まずは1番のこの検討の範囲を明確化するというところの議論で、今の宿舎を前提とするかしないかという方向をひとつ決めていただくことだと思います。で、その全体の話が決まったら、その次に今度はじゃあ有効活用はなんだろうかと。そういうふうな一つ一つ、このせっかく出していただきましたんで、それに沿ってですね、進めていっていただいて、まずは、今の検討範囲の明確化ということで行きますと、今5.4ヘクタール全体はありますけれども、まあ漠然として宿舎の戸数と面積というのはあるわけですが、ただ、それがどこへ建つかというのはまだ、それは決まってません。ですから、それを検討するのはあくまでも5.4ヘクタールなんですけど、その中で宿舎がどこへいくか、今の時点ではわかりませんが、それは含むものとして後の部分は市が利用できるとしたらどういうふうにご利用しようかと、そういう方向でいくのが一つ。宿舎の方は全然考えないで全体を考えていこうよというのが一つ、それをまずどちらにしましょうかというのを決めていただいたら、よろしいかなと思いますけれども。

議長：財政的にはどういうふうなことになっているんですか？

事務局：一つ例ですけども、隣に今市民体育館がございます。これを返還で市が買い取った実績というのがございます。その時に、1㎡あたりですよ、19万1,000円くらいなんです。それとその隣の大坂台公園というのも、また返還地なんですけど、そこは23万円くらいなんです。1㎡ですよ。だから1㎡それだけするということは、たとえば㎡20万円と計算した場合ね、5.4ヘクタールっていうと百何十億っていうお金が必要になっちゃう。単純にそれかけると。ですから、そういった負担というのは現実的には、市と

しても今すぐというのは財政的には厳しいという面もございます。ですから、そのなかでもさきほどA委員からご質問ありましたように、少し減免になるというものは多少ありますけども、たとえばそれが3分の1になったとしても、120億の3分の1じゃ40億はかかるわけですよ。ただ広場にしておいただけでもね。そういう面では、お金をかけて買わなきゃいけないようなものであれば、いかにその土地を有効に活用してですね、市民の要望に沿った施設を建てるか、そういうことをこの委員会で皆さんのお知恵を出し合って検討していただきたいというのが趣旨でございます。

委員D：確認させていただいてよろしいですか？宿舎というのは理解できたんですが、1.1ヘクタール、ここの部分に宿舎をまず先っていうことではないわけですね？

事務局：はい。その1.1じゃなくてですね、宿舎というのは今どこへ建つかわかりません。先ほど経過の中で申し上げましたが、幹事会でどこらへんに建てるのか、うちの方で国に問いかけてます。だから、次の幹事会ではある程度の、ここら辺とかっていうのは出ると思いますけども、この5.4の中に建てたいというのは確かなんですね。ですからそれを前提としてこちらの委員会としても、宿舎ありきで考えるのか、考えないかということを、まずお決めいただきたいということでございます。

委員E：その、宿舎前提で議論を進めるのか、全く真っ白な状態から5.4ヘクタールを考えるのかという、そこを決めないとなかなか先に進めないという風なことだと思うんですけども、私の意見は先ほどB委員がおっしゃったことと同じなんですけど、とりあえず防衛側からそういう要請があつてですね、座間市だけで全てを決められるわけでもないですし、とりあえず今後宿舎の位置はまだ決まっていないということでもありますので、宿舎を前提にして、市民の側がより有効に残りのところを活用できるようにするためにはどこの位置であればいいのか、当然要望も出していくことになるんじゃないかと思うんですけども、そういったもののためにはやっぱりある程度防衛の側の意向も前提とした上でですね、調整を図っていかない

と、なかなか詰まっていけないというふうに思います。ですので、  
宿舎という前提です、議論を進めていかざるを、私は得ないん  
じゃないかと、止むを得ないんじゃないかなと私は思っております。

委員H：今お話のようにですね、250～300戸ということで、ずいぶ  
んな世帯数であるわけですね。やはり宿舎を前提として、宿舎を  
含めて全体で考えていかないと、ある程度何を、建てるか、公  
園を作るかわかりませんが、ある程度そのバランスとか、その住  
宅地になるわけですから、一角は。それに対してのやっぱり防犯の  
面だとかいろんな面考えると、これから何を作っていけばいいか話  
合っていくと思うんですが、そういうバランスを含めて、やはり全  
体として捉えていかないといけないのかなと思っています。

委員F：E委員と、答的に言うと同じなんですけれども、アプローチがち  
ょっと違いまして、要するに市が買うとか買わないとかという議論  
はここでは今やってもおかしいかなと。そうじゃなくて座間市、座  
間市民のためになる方策というのは何なんだろうと。それは座間市  
で買ったほうが一番いい有効活用なのか、いや、国や県で買って  
もらってそれを市がうまく利用するのが一番いいのか、そこが私は二  
番目の私のこのプリントですね、有効論、意義になってくるんだと  
思うんですよ。そこを議論しないで、官舎ありきとかないとか、そ  
こはちょっとまだ各論に近い話になると思うんですよ。だからそこ  
は国が買った上で、座間市に有効なる方策は官舎だよと。だから  
官舎をこの委員会で話し合った結果、まさに合致するよねというふ  
うになればですね、一つの各論としては出来上がると思うんですよ。  
だからアプローチの仕方がちょっと皆さんと違う。やはり上の方か  
ら攻めていかないと、いきなりやったんでは色んな意見がでると思  
うんですよ。だからこの5.4というものは、座間市が買い上げた  
ほうがいいんですか、こんな貧乏な市が買っていいんですか？いや、  
国が買ってもらった上で例えばそういう有効になるものを建てても  
らって、市が税収アップに繋がると。そういうのがいいんじゃない  
ですかと。で、その例は、例えば官舎がそうですよね。公園がそう  
です。そういうアプローチになるのかなと思っていますけども。

事務局：ひとつね、流れを説明しますと、返還地として日米の合同委員会でここを返還しようというふうに決まります。で、決まった後というのは、これ国有地ですから、国に返されます。返還があったら国に返ります。国が自分で何かに使うっていったら市が使うことはなくなります。余地は無い。ただし、今回はこういったかたちで返還地が示されて、で、国としてはこの国有地に宿舎を建てたいんだよ。後の部分っていうのは市がお使いいただくことは考えることはできるよと。そこらへんまでなんです。ですから、市としてここを使いたいと、こういうふうなかたちで利用するから使いたいっていうのを国に言う必要があります。その使いたい、下の絵っていいますかね、何のために使うんだっていうことを決めるためにこの委員会で検討していただいて、市としての利用計画を立てて国と交渉していくという段階なんですね。ですから、基本的にはここは国有地ですから、国有地を市が使いたいという申し出をすると。それに対して、市がこういうふうな目的で使うのであれば少し減免をしてやりまじょうとか、そういう方法はありますけども。流れとしてはそういう流れでございますので、そここのところをご理解をしていただきたいというふうに思います。

委員F：失礼しました。その話を先に言ってもらえればもうずっと入れたんですが、非常に疑問になってたもんですから、何で市が買うんだよという疑問がありましてね。であればE委員のように、それありきなんだよと。残りについては有効活用となれば、少し各論になってくるのかなと思うんですよね。

議長：だから基本的にはさっきの前提で考えるのか、白紙で考えるのか。それがまず根幹とおもいます。その他は。はい、I委員。

委員I：素人考えで申し訳ないんですけども、白紙状態で座間市で買い上げる場合、さきほどのお話の中で何万とか〜っていう額になりますよね。ところがそこへ宿舎、家族宿舎を考慮した場合に、どのくらいのそのメリットがあるのか、更地で買い上げるよりもそこへ宿舎を入れた場合の方がもちろんメリットがあるはずですよ。国の

施設が入るんですから。その辺のところがどれくらいになるのか。実際に座間市でその残った分を買い上げるのか、まあ残った分を買い上げるって、実際の5.4を買い上げるんですけどもそこへ国の施設が入ると。残った部分を座間市で使用するって言った場合に、じゃあどのくらいのあれでできるのか。その辺は大体の目安っていうか、そういうものはもうあるんでしょうかね？

事務局：今、自衛隊の宿舎が仮に建ったと。で、そこへ自衛隊の隊員が入ります。そうすると、座間市民になります。ということは、市税の収入というのは入ってきます。で、水道も使います。下水道も使います。買い物も近所に例えば行きますとか、そういった波及効果というか、消費効果っていうか、そういったものはあると思います。で、どのくらいの年収の方が来られるのかっていうのはまだちょっと明確になってませんので、具体的な数字っていうのはお答えはできないんですが、あくまでほんとの試算ですけども、市税の収入で数千万くらいは入ってくるだろうという試算は議会等でもご答弁をさせていただいてます。ただし、先ほどH委員が言われたようにお子さんだとかね、家族構成によっては小学校の問題、中学校の問題、保育園、色んなそういった付随したのものも出てくることも確かでございます。

委員 I：たしかにそういった収入面っていうのは確かにありますよね。それとは別に、今度は座間市からそれを買い上げる場合の支出、買い上げますよね？その5.4の内の2.3は施設を作ると。そうすると残りが3.1。実際は3.1分の支出になるわけですよね。買い上げなきゃいけないわけですよね。それは施設を建てるとか、公園にするとかで多少のあれは違うでしょうけれども、そのあれがあると。そうすると、たとえば5.4そのままを買い上げるのと、3.1をかうのと、どのくらいのそのあれがあるか。例えば、5.4じゃ座間の財政では厳しいと。だけど3.1ならば座間の財政の中でも何とかできるとかっていうふうなものはどうなのでしょうかね？

事務局：まあ面積が少なくなればそれだけ買い上げの額が少なくなるんですが、ただ財政的に負担に耐えられるか耐えられないかっていうこ

とも一つはありますけども、残りの3. 1ヘクタールの部分を全部市が買うのかっていうのも一つあるんですよ。例えばそのうちにね、国で作ってくれる施設っていうものが無いだろうかと。あるいは県で何か一つ作ってくれないだろうかと。そういう交渉っていうか。その余地っていうのは、今キャンプ座間との協議会っていうのがあります。そういったところで私どもの方が国の方に求めていって、残った部分は市が使っていいんだけど、国として整備をしてもらったものを市民が使えるような方向はないのかというようなそんな話もしてますんで、そういった面で丸々買い上げるということではなくて、極力財政負担が少ないかたちという、そういうことも考えてはおります。いずれにしても、これだけの土地が返ってくるわけですから、まるっきりただでということはちょっとできないと思うんですが、なるべくそれを少なくする方向を私共の方も考えていくということでございます。

委員 I：現実としてね、5. 4返ってくるんだよというのはもう報道等かなり入ってるわけですよ。そうするとそこへまた国の施設が建つんだというと、何だそれじゃ実際は返ってきてないのかというふうなね、人の話がでちゃうと思うんですよ。

事務局：そうですね。そののところを、あくまで返ってくるというのは国に返ってくるんです。今そのまま5. 4市に返ってくるっていうね、市民の方は、そういうふうに思われるんで、まあ誤解というか、そういうものが生まれると思うんですが、今回はそういうことで5. 4が国に返ってくると。で、国として2. 3を使って家族宿舎を建てたいんだと。残りは市がお使いになるのであれば、使えますよと、そういう段階です。

委員 J：素朴な感想なんですけど、思ったことをいいですか？私は返還されるというこの現実がね、すごく嬉しく受け止められるんですが、今現在の感情じゃなくて、遠い将来のことを考えますとね、これだけ自然破壊が進んでますので、国と共有して、座間市の一つの自然遺産としてね、残していける方向で検討されたらいいなと思って今考えてみていたんですけども、色々お話と、まあ施設が建つというこ

とは前提でね、官舎が建つということはもう国の治安のためにとっても必要だと思うんですけど、それ以外のことで、やっぱりせっかくのこれだけの緑のね、土地がありますので、これを残していける方向で明確に検討されたらいいなと思いました。

議長：ご意見ということでよろしいですか。はい。ありがとうございます。その他にございませんか？時間が1時間経過しましたので、10分間休憩をいたします。

(休憩)

議長：それでは、再開をしたいと思います。その他ございませんか？よろしいですか？はい。それではですね、色々ご意見いただいたんですけども、事務局から説明も色々いただきました。その中で、前提条件を先に決めることが確認されたところでしたけれども、いずれにしても基本的にどうやって審議をしていくか、そんなことを改めて確認しなきゃいけないかなというふうに考えます。そこで、皆さまにお諮りしたいと思いますけども、この委員会としては、まず陸上自衛隊の家族宿舎建設を前提として、跡地利用を考えていく、そして、5.4ヘクタール全部の土地を市が活用できるようになった時点では全面利用の計画を検討することもあり得るという、こんな考え方でよろしいでしょうか。それではこの進め方について、皆様の挙手をいただいて、今後の進め方についてやっていきたいと思いますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長：はい。挙手全員です。そのような方向で進めさせていただきたいと思います。その他の今後の審議方針について、委員の皆様からご意見等がございましたならば、お願いいたしたいと思いますし、事務局からも何かありましたらお願いいたします。

事務局：すみません。一つはですね、先ほど申し上げましたけれども、これからキャンプ座間に関する協議会という私共と南関東防衛局との協

議会がございます。その中でですね、さきほどの宿舎の位置だとか、面積だとかっていうのもこれから詰めていきます。で、そういった情報についてはもう逐次この委員会の皆さまにお知らせをして、その情報をもとにまた審議をしていただくというふうにさせていただきます。それと、あと一つなんですが、先ほどこの会議、非公開にするということでお決めいただきましたんで、今お手元にお配りしました資料等の取扱いについても、非公開という前提のもとにですね、管理をしていただければというふうに思います。その点はよろしく願いいたします。

議長：皆様、それでよろしいですか？そのような取扱でお願いしたいと思えます。それでは、議題（２）の今後のスケジュールについて、事務局から説明いただきたいと思えます。

事務局：はい。スケジュールでございますけれども、次回の会議につきましては、先ほど申し上げました、キャンプとの協議会をもう一度開催した後にこの委員会開催したいと思っておりますので、ちょっと今のところ未定でございますけれども、だいたい4月の下旬から5月の中旬、中旬辺りのなかで一度というふうには思っております。で、その場合ですね、まず委員の皆さま方に、この実際の現地、これを見ていただくというのが一つございます。恐縮なんですけど、丸々1日で、お付き合いをいただいて、午前中にキャンプ座間を視察をして、午後にまたこのような会議を開かせていただくと。そんなようなことを考えておりますけれども、そういったかたちではいかがでしょうか？それから、その際は、第2回目でございますから、それぞれ今日の考え、まあ足りないところもあったかと思いますが、説明の中でですね、用地をどうしようかっていうそれぞれの皆さんの意見発表といいますか、自由なかたちでのフリートキングしていただいて、それで、今後また、どういう方向に進めようかっていうようなことを検討していただけたらというふうには思っております。で、全体では、委員会として何回くらい予定しているのかという話なんですけど、一応、予算的には4月から6回開催する分の予算を計上しております。ただし、その中で、早まる分には全然構いません。で、遅くなる、もう一回、二回やりたい、延びる場合もあると思えます。ただし、さきほど申しましたよう

に、その陸自宿舎の建設というのが、期限が決まっているということもございませぬ。ですから、来年度までっていうことは考えられませぬ。今年中の期間内、なるべく早い時期に答申をいただくというようなことを考えておりますので、その点を含みおきをいただきたいというふうに思います。それで、細かい点は皆さんの方に、会議を開く2週間から3週間前には、お知らせをさせていただきますけれども、今雑駁な予定としてはそんな予定でございませぬので、よろしくお願ひしたいと申します。

議長：次回は現地視察から始めたいという。今、今後のスケジュールについて事務局から説明いただきました。只今の説明について何かご意見、ご質問等ございませぬか？

委員J：視察はここに集合ですか？

事務局：一応市のバスで移動すると考えていますので、また詳しいことはですね、その時にお知らせさせていただきますが。

委員I：今の時点では決まっていませぬですか？

事務局：はい。まだ決まっていませぬです。ですので、もし、前もってご都合が悪い日が、もうこの日だめだよってのがわかってらっしゃれば、予め事務局のほうにお伝えをいただいたほうが、早めにわかればですね、配慮できると思っておりますので、ご連絡いただければというふうに申します。

委員C：先ほど事務局の方からですね、今年度中に答申を出そうというお考えなんですけれども、ギリギリの期限としては何月くらいが答申の期限ということですか、お考えなのかということをお聞かせください。

事務局：国との協議会の状況にもよるかと思いますが、その国との協議会の中である程度の条件というかそういったものも協議をしていきますので、明確にはちょっとあれなんですけれども、私的にはですね、まあ夏前くらい、夏頃かな、という感じは持っています。というのは、

先ほども申し上げましたが、宿舎の建設から追っていくと、22年中にはもう実施設計といいますか、国としてもそういう準備に入らなきゃいけない段階になると思うんです。ですから、その前に返還というのに合意をしていただくと。その日米合意ができるという時点が、大体夏前くらい、夏くらいかなというふうには思っていますので、ちょっと明確なことを言えないんで申し訳ないんですが、その辺かなというふうに思っています。ですから、任期2年間というふうにお話をさせていただきましたけれども、ある程度詰まった日程でお願いをすることになる可能性もありますので、申し訳ありませんがその辺ご理解いただきたいと思います。

議長：よろしいですか？その他、スケジュールについて、進め方についてご意見。はい、E委員。

委員E：事務局に質問なんですけど、次回その視察の際っていうのはある程度防衛の側が要望してるそのレイアウトだとか、そういった資料をもとに視察ができるのかどうか、その辺はどうでしょうか？

事務局：そういうふうに見えるように視察は、次の幹事会の後に考えております。いずれにしても、どうかたちのものになるかわかりませんが、ある程度のかたち、ここら辺というようなものが防衛の側から出てくれば、それをまた持って実際の現地はどの辺というのがイメージできればいいかなというふうには思っております。

議長：よろしいですか？ B委員

委員B：後ひとついいですか？次回は現地ということなのでね、時間はまあ未定でしょうけども、これからですね、2回3回とやる場合ですね、例えばこう、13時半、1時半から始まって、ある意味では終わりもですね、例えば最低2時間、2時間くらいっていうふうにさせていただきますと、次の予定が、エンドレスにやるっていうことも確率としてはあるでしょうけども。なるべくこう、会議は最終、早い分にはいいんですけども、おしりを決めていただきたいなど。10時からっていうのであれば15時半とかね、すると助かります。

事務局：そういうふうにながけて、やっていたいと思います。ただあの、次回については、午前・午後というようなかたちで、まあ午後帰ってきて2時間程度かなというふうには思っていますけども、フリーターキングのかたちである程度の皆さんのご意見を伺うとなると、それなりの時間というのはちょっと必要かなというふうには思っています。

委員C：先ほど事務局が非公開とか申し上げたんですが、この資料に関しては、皆さん各団体の立場からお集まりなので、各団体で例えばこの意見を吸い上げようといったときに、この資料はどのようなかたちで扱えばいいのかということをお聞きしたい。

事務局：今日お配りした資料のうちですね、この促進協ニュース、これはもう出てますので全然問題ありません。これはこの幹事会のまとめは、こういうかたちでは皆さんには出してないんですが、促進協ニュースには出していますので、この部分についても問題はない。だから今日の資料については、特には問題はありません。これから先ですね、これはちょっとまだってのがありましたら、そういったことでもお願いしたいと思います。

議長：色々今後のスケジュールのことについてありましたが、またお願いしたいと思います。その他ございませんか？よろしいですか？それでは、事務局案のスケジュールでよろしいでしょうか？はい。ありがとうございます。皆さんのご協力によりまして、今日の予定した議事については全て終了いたしました。ありがとうございました。改めて皆さまのご協力に感謝いたします。厚く御礼申し上げたいと思います。では、これをもちまして議長の任を解かせていただきます。

(※議事終了後)

